

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 31 年 1 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 31 年 2 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 2：子の看護休暇等を利用しやすい環境作りのため、従業員の意見を聞き時間単位での取得ができるよう制度の導入を検討する。

<対策>

- 平成 33 年 8 月～ 従業員へのヒアリングによる実態把握と検討
- 平成 33 年 11 月頃 制度導入

以上